

## さいたま市 P F I 検討委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 さいたま市の公共施設等整備において、積極的に P F I 手法等の導入を図るため、さいたま市 P F I 検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

P F I 導入候補事業の選定

事業実施所管の実施する、P F I 手法等導入に関する検討結果についての審査

その他、P F I 推進施策の検討・支援

### (構成)

第3条 委員会は、学識経験を有する者(以下「外部委員」という。)及びさいたま市職員(以下「内部委員」という。)をもって構成する。

2 外部委員は、5名以内とし、P F I 事業の実施等に必要な専門知識を有する者の中から選任する。

3 内部委員は、政策局、総務局、財政局及び建設局の次長職以上にある者をもって充てる。

### (任期)

第4条 外部委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 外部委員は、再任することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じ随時開催する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員の排斥)

第7条 外部委員は、本市が発注するPFI事業に関する民間事業者の業務に携わることができない。

(守秘義務)

第8条 外部委員は、第2条の所掌事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、総務局改革推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。